



## 利用登録申請をする前に

- 裏面「ご利用のルール」を確認してください（ルールに反する利用は認められません）。
- 登録書に必要事項を記入の上、規約・会則、役員名簿、活動計画、収支予算書等を添付して申請してください。申請内容を確認するために面談を行うことがあります。
- 団体（構成員3名以上）や将来的に団体の設立を目指す個人の方、どちらでも登録申請が可能です。※個人登録の方は、登録承認時から1年以内に団体を設立できるよう、目指していただきます。別途、団体設立に関するご相談を承っておりますので、お気軽にご相談ください。
- 申請後、活動の内容をNPO法人鎌倉市市民活動センター運営会議（鎌倉市市民活動センター指定管理事業者）の理事会で審査を行い登録の可否を決定します。
- 申請から登録承認までは概ね2週間ほどかかります。結果の連絡は電話またはメールにてお知らせします。
- 登録承認後は「利用のルール」に則り、センターをご利用ください。
- 登録承認後は毎年年度の活動状況をご報告いただきます（報告を頂けない場合は、登録取り消す場合もあります）。
- 事務作業やリモート会議のために個人で会議室を占有することはできません（コワーキングスペースのような会議室利用の禁止）。
- 広報紙やサイト上の情報発信等にはセンターの判断で制限をかける場合があります。

以上

# 市民活動センター ご利用のルール

市民主体の責任ある運営するために皆さまのご協力をお願いします。

## 開館日、時間



月曜日～土曜日、第1・第3日曜日（9時～17時）

休館日は、第2・第4・第5日曜日、祝日と12月29日～1月3日

また、施設管理上の臨時休館があります。

※夜間や休日の時間外利用については、スタッフにお問い合わせ下さい。



## 利用対象者

福祉、環境、まちづくり、国際交流など社会的課題に取り組む市民活動団体や市民。

ただし、お稽古事の教室や営利目的の活動には利用できません。

また、特定の人の集まりである政治や宗教の団体、人権やプライバシーを侵害する恐れのある場合や私的な利用はできません。



電源とフリーWi-Fi を提供しています。規約に同意のうえ、ご利用ください。パスワードは受付でご案内しています。機械の故障等で、ご利用できない場合もあります、ご了承ください。セキュリティを考慮して個人情報の取り扱いにはご注意ください。



ミーティングルーム

## お互いに心配りを持って

他のグループと同時に利用する場合もあります。お互いに迷惑にならないよう、話し声などご配慮ください。楽器を弾く、歌を歌う等、他の利用者の迷惑になる活動はご遠慮ください。机や椅子など移動して使用した場合は、利用後、元の位置に戻してください。

なお、個人で部屋の占有はできません。（オンライン会議含む）



## 駐輪場・駐車場について

鎌倉センターでは、鎌倉市役所の駐車場、駐輪場をご利用できます。（市役所開庁時間内であれば減免措置あり。平日の時間外、土・日曜日、祝日については有料）  
大船センターは地下駐輪場のご利用可能です。



## 館内は火気厳禁、禁煙

喫煙をご希望の方は、建物外に設置された指定の喫煙スペースをご利用ください。禁煙エリアでの喫煙はご遠慮ください。



## 営利目的・政治活動・勧誘・宗教活動を目的とした利用は禁止

勧誘や営業活動を目的とした利用は固く禁止しています。他の利用者に迷惑や不快感を与える行為は、利用停止の対象となりますのでご注意ください。